

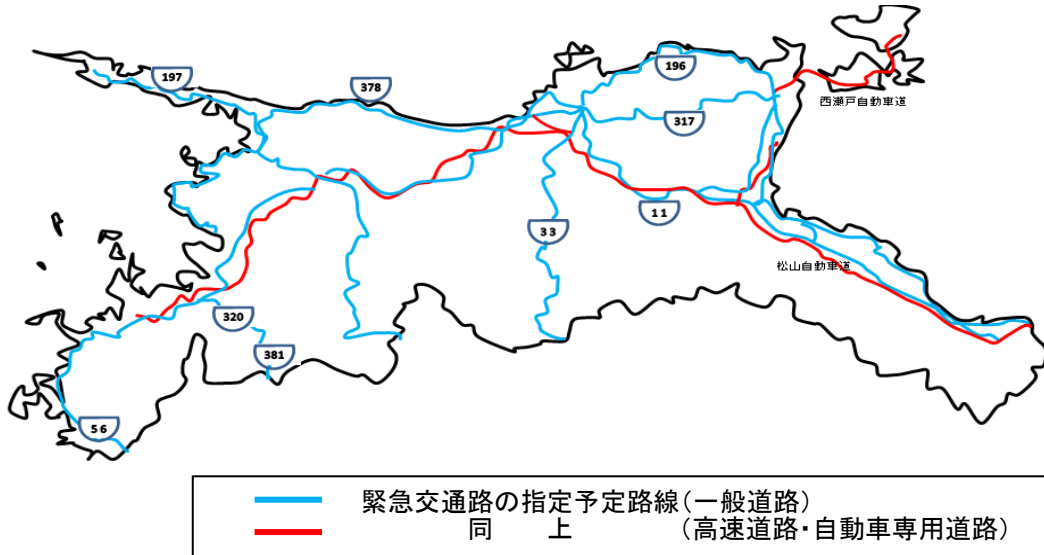
南海トラフ地震等の大規模災害発生時における交通規制

【基本方針】

大規模災害発生直後は、被災地域の交通渋滞や二次被害を防止するため、被災地域への一般車両の通行を抑制するための交通規制（第一次交通規制）を行います。緊急交通路を指定した後は、災害応急対策に従事する緊急通行車両が緊急交通路を通行することができるよう、一般車両の通行を禁止・制限するための交通規制（第二次交通規制）を行います。

災害発生からおおむね1週間以降に、被災地域のニーズ等に応じた段階的な規制緩和や規制の見直し（第三次交通規制）を行います。

【県内の緊急交通路の指定予定路線】



第一次交通規制 （災害発生直後）

◇ 被災地域への一般車両の流入（通行）禁止

大規模災害が発生した直後は、被災地域の交通渋滞や二次被害を防止するため、救急車、パトカーなどの緊急自動車以外の一般車両が被災地域へ入ることを規制します。

第二次交通規制

（災害応急対策期～災害発生からおおむね1週間程度）

◇ 緊急交通路の指定

災害発生後に、緊急交通路の指定予定路線の点検を行い損壊等がない場合は、高速道路等の安全性の高い路線を優先的に緊急交通路に指定します。

※ 南海トラフ地震が発生した場合は、県内全ての高速道路及び一部の自動車専用道路等を優先的に指定し、その他の場合は、県内を

「新居浜地域」「今治地域」「松山地域」「大洲地域」「宇和島地域」

の5地域に区別し、それぞれの地域で指定予定路線を選んでいきます。

注1：各地域の路線は、別表を参照してください。

2：災害の規模や被害の状況により、すべての路線が指定されるわけではありません。また、指定予定路線以外の路線を指定する場合があります。

3：指定した緊急交通路は随時広報します。

◇ 緊急交通路の通行の確保

緊急交通路を指定後、緊急自動車や災害応急対策に従事する緊急通行車両等が緊急交通路を通行できるよう、一般車両の通行を規制・制限します。

第三次交通規制

（災害復旧・復興期～災害発生からおおむね1週間以降）

◇ 交通規制の緩和・見直し

被災地の復旧活動が本格化する時期になると、被災地域のニーズに応じて段階的な規制緩和・見直しを行います。